

### 第3回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年6月12日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和5年度第3回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

#### 【議案】

- 第10号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
- 第11号 農地法第5条の規定による許可取消願について(1件)
- 第12号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)
- 第13号 非農地証明について(2件)
- 第14号 農用地利用集積計画の利用権設定について(2件)

#### 【報告】

- 第4号 専決処分について  
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書  
について(1件)
- 第5号 専決処分について  
農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について（2件）
- 第6号 専決処分について  
農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

#### 【その他】

- ① 遊休農地の情報提供について（依頼）
- ② 地域計画について

#### <出席委員>

##### 農業委員

会長 結城 五子      1番 佐伯 隆嘉      2番 高橋 堅  
3番 山崎 美代子    4番 白水 正彦      5番 内野 学  
6番 上野 信之

##### 農地利用最適化推進委員

2番 添田 英一      3番 八尋 博基      4番 真鍋 利明  
5番 重松 栄作

#### <欠席委員 >

農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 1名

#### <事務局>

事務局長 真鍋 勝大

<p>係長 眞鍋 翔輝 書記 手嶋 雄美子</p> <p>開会 (午後3時)</p>	
<p>議 長</p>	<p>皆さんこんにちは。ただいまから、令和5年度第3回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、農業委員1名と推進委員1名が欠席です。</p> <p>本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。1番、佐伯 隆嘉委員と、2番、高橋 堅委員を指名します。よろしくお願いたします。</p> <p>では、議案に入ります。</p> <p>議案第10号番号1 農地法第4条の規定による許可申請についてを事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第10号番号1 農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。議案書の2ページ、資料編は1ページをお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が貸資材置場。理由の詳細は、市道新設工事に係る資材置場の移転先として貸すためとなっています。(2)利用期間は令和5年7月11日から1年間、更新有りとなっています。議案書3ページ4ページに登記事項証明書、5ページが字図、6ページが位置図になります。7ページが資金計画書で、8ページに通帳の写しを添付しています。9ページは事業計画書になります。10ページは被害防除計画書です。</p> <p>(1) 排水計画の雨水排水につきましては、自然流下。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。用地造成に伴う被害防除措置については、土留め工事をする、内容は、畦畔の形成、その他で、碎石を敷くとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編2ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.4ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。</p>

	<p>議案書11ページをお願いします。第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち不採用の土地については、土地規模や形状の不適を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。議案書13ページが、水利関係承諾書、14ページに農地転用事前協議の回答、15ページに文化財確認願いについての回答、16ページから20ページが図面になりますので確認をお願いします。以上になります。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の意見を求めます。</p>
農業委員	<p>5月17日に市役所地域づくり課の用地担当の方が来られまして、これは道善恵子の新市街地計画から後野の新運動公園までの道路計画で、資材置き場が、買収用地かかるために、その代替地としての物件であります。ここを造成して、雨水は、奥の方に流すということです。新たな側溝は作られないということです。隣地に迷惑がかからないようにお願いしますということで、市役所担当者に、工事が完了したら確認をお願いしますと伝えてあります。</p> <p>図面の16ページ、右側が道路で、下に水路がブルーであります。田んぼの方に細い水路がありまして、この部分に18ページのこの図面の上ですが、簡易の土留めをされるということで、隣が田んぼですので、そこに側溝があるわけですので、土砂が入らないようにお願いしますということをおっしゃっております。以上です。</p>
議長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>よろしいですか。</p>
議長	<p>はいどうぞ。</p>
農業委員	<p>田んぼの方には土留めしてあるんですけども、反対側の方には土留めがない、そこは影響がないんでしょうか。</p>
事務局	<p>土留めをする側は、水田になっておりますので、畦畔を造成して、水が入ってこないように計画しています。反対側は、畑として利用されておりますので、簡易土留めをされるということです。</p>
農業委員	<p>〇〇番が畑になっているんですけども、地上げした部分からどんどん水が入ってくると思うんですけども。田んぼの前にU字側溝があるんですけども、こちら側には何もないので。田んぼの方に土留めがしてあって、水が落ちないようにしてあるんですけども、畑の方にどんどん水が入って</p>

	いかないのかなと思いますが。
事務局	17ページの図面で矢印が水の流れを示しています。田んぼ側の水路に落ちるような形で計画をされています。今、議案には載せていないんですけども、別紙で隣地協議書を付けていただいております。5月6日に隣接している農地の所有者の方には、工事の内容の説明を行い承諾していただいておりますので、水路の水についてもその中で、協議をしていただいているものと思っています。
議長	他に質疑はないでしょうか。
農業委員	はい。
議長	どうぞ。
農業委員	18ページのこの民民境界とか官民境界はどういう意味でしょうか。言葉の意味がわからなくて。
事務局	民民境界は、民地と民地との境界ことで、官民境界というのは、民地と官地、道路、水路など市、県、国が管理している土地との境界のことです。
農業委員	ありがとうございます。
議長	他に質問はないでしょうか。
推進委員	はい。
議長	どうぞ。
推進委員	18ページの先ほどの質問の関係ですが、Aの断面図の〇〇番、〇〇番は、所有者は同一でしょうか。
事務局	所有者は異なります。異なりますので、隣地協議を行ったということで、協議書を添付しております。
議長	よろしいでしょうか。 他に質疑はないでしょうか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成により、議案第10号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第11号番号1農地法第5条の規定による許可取消願について事務局から説明をお願いします
事務局	議案第11号番号1農地法第5条の規定による許可取消願についてを説明します。議案書の20ページ、資料編は2ページを

		<p>お願いいたします。農地法第5条の規定による許可取消願になります。願出人の住所、氏名は願出書記載のとおりです。令和4年9月9日付けで許可を受けた案件の取消し願いになります。</p> <p>1. 許可を受けた土地の表示は、記載のとおりです。2. 転用目的が、住宅兼店舗および製麺所の建築で、3. 取消しを必要とする理由は、売買契約が解除になったため、資材高騰のためとのことです。聞き取りによりますと、許可後、打ち合わせを進めていく中で、当初の計画から資材高騰などの理由により、資金計画がたたなくなったため、売買契約の解除に至ったとのことです。以上です。</p>
議	長	<p>質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。 取消をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>賛成多数により、議案第11号番号1は、承認されました。 次に、議案第12号番号1農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事	務	<p>議案第12号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書24ページ、資料編は2ページをお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。こちらは先の議案で取り消した農地で、別の譲受人が改めて許可申請を行うものです。1 当事者の住所、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が自己用の一戸建ての住宅。理由の詳細は、自己用の一戸建ての住宅を建築し生活するためとなっています。(2)利用期間は8月1日から永年となっています。議案25ページが登記事項証明書、26ページが字図、27ページが位置図になります。28ページが資金計画書、29ページが残高証明書、30ページが融資証明書になります。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の2ページをご覧ください。こちらの申請農地から、500メートルの範囲内に、小学校及びこども園があります。また、公共上下水道管が埋設されている道路に面しています。したがっ</p>

	<p>て、第3種農地の要件であります、水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存在することという要件に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。議案書に戻りまして、31ページをお願いします。31ページは水利関係承諾書、32ページが農地転用事前協議の回答、33ページが文化財確認願いについての回答になります。34ページから36ページが図面になります。以上です。</p>
議 長	<p>では、担当委員の意見をお願いします。</p>
農 業 委 員	<p>はい。ただいま事務局から取り消し願いの説明がありました場所と同じ場所です。被害防除計画書はなかったですかね。</p>
事 務 局	<p>一般住宅の場合は、事業計画書と被害防止計画書が添付不要となっています。図面の中で、排水計画を示していただくということで、被害防除については、提出を求めておりません。</p>
農 業 委 員	<p>排水は、下水道に繋がると資金がかかるので、浄化槽にするということを聞いております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第12号番号1は、許可することに決定しました。 次に、議案第12号番号2農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第12号番号2農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の38ページ。資料編は3ページ。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1当事者の住所、2許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3転用計画は、(1)転</p>

用の目的が特定建築条件付売買予定地。理由の詳細は、住宅地として需要がある為となっています。(2)利用期間は許可後から永年となっています。議案書40ページから42ページまで登記事項証明書、43ページが字図、44ページが位置図になります。地番の○番は、分筆し、23㎡のみ転用予定です。議案書45ページが資金計画書、46ページが残高証明書になります。この資金計画についてですが、建築条件付売買予定地の場合は、宅地造成後に土地が販売できなかった場合、自ら住宅を建てて販売しなければならないという条件がありますので、原則として、資金計画で、全区画に住宅を建てるまでの資金計画を記載いただくのですが、当申請地の場合、全区画をハウスメーカーが買い取り、建売することが決まっているとのこと。そのため、例外的な取り扱いとして、ハウスメーカーに全区画を販売することの誓約書の提出を求めて、転用事業者の住宅建築の費用は積算不要としております。

47ページに誓約書を添付しています。48ページは事業計画書になります。49ページ50ページが契約書案になります。51ページは被害防除計画書です。(1)排水計画のうち、雨水排水につきましては、水路放流、汚水処理、生活雑排水については、公共下水となっています。用地造成に伴う被害防除措置については、土留め工事をする、内容は、コンクリートブロックとなっています。

続きまして、農地区分について説明します。資料編の3ページをご覧ください。申請農地から、500メートルの範囲内に、病院と特別養護老人ホームがあります。また、公共上下水道管が埋設されている道路に面しております。したがって、第3種農地の要件であります、水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存在することという要件に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。議案書に戻りまして、52ページが水利関係承諾書、53ページが農地転用事前協議の回答についてになります。申請地は市街化調整区域でして、通常であれば、住宅等の建築が制限されている区域になりますが、令和4年3月に○○の一部地域が福岡県の開発許可条例に

		<p>基づいて、一定の開発を許容する区域として指定されておりまして、申請地はその区域内になりますので住宅を建築することが出来ます。なお、こちらは都市計画法に基づく開発許可が必要ですので、農地転用の許可書の交付は、開発許可日と同日付けで交付することになります。54ページが文化財確認願いについての回答、55ページから65ページまで各種図面になりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議 長		<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>担当は私でしたので、意見を述べます。5月11日10時、株式会社〇〇の〇〇氏と現地確認に行きました。稲刈り後、何もしていない様子で稲株などまだ残っていて耕耘などはされていませんでした。田を埋め立てて住宅9棟を建売したいとのことでしたが、入り口の道路沿いに水路があり、ずっと先まで続いていますので、十分注意していただくようお願いいたしました。問題はありませんでした。以上です。</p>
議 長		何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。
農 業 委 員		すいません。
議 長		はいどうぞ。
農 業 委 員		ここ一帯が開発できるということでしょうか。
事 務 局		裂田溝の南側ですね。北側は農用地になりますので、南側ですね。住宅が点在しているところが、緩和区域になっています。
議 長		道より北の方はどうなっているのでしょうか。
事 務 局		北側は農振農用地ですので、開発はできません。
議 長		何か質疑がある方は、お願いいたします。 よろしいでしょうか。
		(質疑なし)
議 長		質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		(全員挙手)
議 長		賛成多数により、議案第12号番号2は、許可することに決定しました。 次に、議案第12号番号3農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第12号番号3農地法第5条の規定による許可申請につい

	<p>て説明します。議案書67ページ、資料編は4ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1当事者の住所、2許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3転用計画は、(1)転用の目的が事務所、駐車場。理由の詳細は、現在地から移転が必要になったためとなっています。(2)利用期間は許可日から永年となっています。議案書68ページ、69ページが登記事項証明書、70ページが字図、71ページが位置図になります。72ページが資金計画書、73ページが融資証明書になります。74ページは事業計画書、75ページ、76ページは法人の登記事項証明書になります。77ページは被害防除計画書になります。(1)排水計画の雨水排水につきましては、水路放流。汚水処理、生活雑排水については、公共下水道となっています。用地造成に伴う被害防除措置については、その他で、砂利敷きとなっています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明します。資料編の4ページをご覧ください。申請農地は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約5.6ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。議案書に戻りまして、78ページをお願いします。第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち不採用の土地については、所有者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。80ページは水利関係承諾書、81ページが農地転用事前協議の回答、82ページが文化財確認願いについての回答になります。83ページ、84ページが図面になります。以上です。</p>
議 長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	はい。国道の385の左側に上っていった右手になります。一段低いところで、公共下水になっているんですが、地上げしないと下水道に繋がられないような気がするんですが、そこらへんは確認をしなかったのですが。国道より下がってるよね。
事 務 局	下がっています。入口のところに勾配をつけて利用するようになっています。
農 業 委 員	公共下水ですかね。

事務局	そうですね。公共下水になっています。
農業委員	横断図は付けてないんですか。
事務局	造成によって、周囲と1メートル以上の高低差が付く場合に横断図の添付を求めていますので、今回は該当しないということで、出していただけていません。下水道への接続については、担当課の方にも確認しまして、もし変更がある場合は、変更計画ということで図面を差し替えて再度出すように指導したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	よろしいでしょうか。
農業委員	すいません。自分が確認しないまま、印鑑を押してしまっ て。
議長	事務局の方で対応お願いいたします。 他に質疑はないでしょうか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成多数により、議案第12号番号3は、許可することに決定しました。 次に、議案第12号番号4農地法第5条の規定による許可申請 について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第12号番号4農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書86ページ、資料編は5ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1当事者の住所、2許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3転用計画は、(1)転用の目的が一般住宅。理由の詳細は、自己用住宅を建築するためとなっています。(2)利用期間は許可日から永年となっています。87ページが登記事項証明書、88ページが字図、89ページが位置図になります。90ページが資金計画書、91ページが残高証明書になります。 続きまして、農地区分について説明します。資料編の5ページをご覧ください。こちらは後ほど議案にあげている非農地証明願いの土地も一緒に記載しておりますが、農地転用する土地は、中央の〇〇番です。申請農地は、まず、第3種農

	<p>地の基準には該当しません。農地の広がりには約2.8ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。</p> <p>議案書に戻りまして、92ページをお願いします。第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち不採用の土地については、所有者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。94ページは水利関係承諾書、95ページが農地転用事前協議の回答、96ページが文化財確認願いについての回答になります。97ページから99ページが図面になります。以上です。</p>
議 長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	はい。9月27日に現地確認に行きました。譲渡人は、今後、農地で稲作をするということはない、後継ぎはいないということですので、どうしても自分でできないということで、売買をするという話でした。広い農地で、一軒家であれば、4、5軒建つんじゃないかなと思うくらいでした。以上です。
議 長	ありがとうございます。 かなり広いようですが、計画的なものはないんですかね。
事 務 局	土地利用計画図を付けているんですが、お孫さんの遊び場を作りたいということで、遊具施設、来客用の駐車スペース、東屋を敷地内に配置する計画になっております。
議 長	はい。ありがとうございます。 他に質疑はないでしょうか。
推 進 委 員	すいません。
議 長	はいどうぞ。
推 進 委 員	93ページの代替地の候補地の場所ってというのは、この申請地の場所の中に入っているのではないのでしょうか。候補地AとBの位置が違うんじゃないかならうか。A、Bと交付申請地全部足したのが、今度の申請地みたいな感じに見えるんですが。
事 務 局	〇〇番という地番が字図を確認したところ、見当たらないので、もしかしたら〇〇番の記載違いではないかと思えます。〇〇番の方は、申請地の西側にありますので、恐らくこちらの農地になります。候補地比較表の次についている候補地の地図の記載が、違っていまして、位置がずれています。

推 進 委 員	確認をお願いします。
議 長	事務局の方で、再度確認をお願いします。
事 務 局	はい。
議 長	他にご意見はありませんか。
	(質疑なし)
議 長	質疑が無いようですので、採決を行います。 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、議案第12号番号4は、許可することに決定しました。 次に、議案第13号番号1非農地証明について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第13号番号1非農地証明について説明いたします。議案書の101ページをお願いします。資料編は5ページをお願いします。願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。102ページから107ページまで、関係書類を添付しております。現地を確認したところ、雑木が茂っている状態で、樹齢も20年以上経過していると判断できるもので、農地としての利用は困難な状態でした。資料編の7ページをお願いします。申請地については、第3非農地証明書の発行基準の、(2)のアからカの要件を満たしております。以上になります。
議 長	では、担当委員の意見をお願いします。
農 業 委 員	はい。農地として使用できる状況ではないのは確かなわけですが、竹藪のような状況です。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	質疑が無いようですので、採決を行います。 証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、議案第13号番号1は、承認されました。 次に、議案第13号番号2非農地証明について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第13号番号2非農地証明について説明いたします。議

		案書の109ページをお願いします。資料編は9ページをお願いします。願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。110ページから115ページまで、関係書類を添付しております。現地を確認したところ、雑木茂っている状態で、一部、雑草のみの部分もありましたが、農地としての利用は20年以上行っていないとのことで、上申書を提出されております。また、接道もなく、農地としての利用は困難に思われました。資料編の7ページをお願いします。申請地については、第3「非農地証明書の発行基準」の、(2)のアからカの要件を満たしております。以上になります。	
議	長	では、担当委員の意見をお願いします。	
農	業	委員	〇〇番については、先ほど事務局より説明がありましたとおり、大きな木が茂っているというわけではありませんが、農地としての利用は、不可能な状況でした。〇〇番〇〇番は、雑木があって農地ではないというふうに判断しました。
議	長	はい。ありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	全員賛成により、議案第13号番号1は、承認されました。 議案第14号番号1から番号2、農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	議案第14号番号1から2農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたします。議案書の116ページから119ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は10ページ、11ページをご確認ください。再設定が2件になります。詳細につきましては、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。
議	長	はい。ありがとうございます。 質疑がある方は挙手をお願いします。	
農	業	委員	よろしいでしょうか。
議	長	はい。	
農	業	委員	再設定なのでいいんでしょうが、水稻と木の芽というの

	が、すごく気になるんですけども。全然相容れない作物のように思うのですが。
事務局	木の芽は連作障害があるということで、ハウスを何年かに1回移設して、水稻を作る期間と木の芽を作る期間というふうに順番に作付けしていているとのことです。
議長	ハウスごと移転しないといけないんですか。
事務局	そうです。ご自分で移設されていますね。
議長	木の芽とは、いろんな木の芽ことですか。山椒？
事務局	山椒のことです。若い葉を出荷されています。
議長	他に質疑はないでしょうか。
	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、採決を行います。 決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。 全員賛成により、議案第14号は承認されました。 次に、報告事項です。報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第4号番号1専決処分について説明いたします。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について議案書121ページが届出書、転用目的は社員宿舎の駐車場です。資料編は12ページになります。議案書122ページから131ページまで関係書類を添付しています。こちらは、現所有者がすでに自宅の駐車場として造成して利用していたため、現所有者からの始末書を添付しております。届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類に不備はなく、受理通知書を発行済です。  次に、報告第5号番号1専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について議案書133ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。134ページに、解約書を添付しています。賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和5年5月8日に合意解約が成立し、同日引き

	<p>渡しとなっています。</p> <p>次に、報告第5号番号2 専決処分について農地法第18条第6項の規定による通知書について報告いたします。議案書136ページをお願いします。こちらも賃貸借の合意解約の通知書になります。137ページに、解約書を添付しています。賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和5年4月2日に合意解約が成立し、令和5年10月1日に引き渡し予定です。</p> <p>次に、報告第6号農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公開について報告いたします。138ページをお願いします。農地法第52条に、農業委員会が行う情報提供についての規程があります。農地の賃貸借契約を結ぶ際の日安となるように、実際に締結されている賃借料データを収集して、平均値や最高額、最低額などの情報を、ホームページなどを活用して広く提供することとなっています。今回公表するものは令和4年4月1日から令和5年3月31日までに締結された農地の賃貸借におけるデータから算出した1反あたりの水準になります。平均値も最高・最低額も、使用貸借、無償で貸借するものを除いて算出しております。まず、平均値です。水田につきましては、賃借料の平均額は、年6,819円です。物納、玄米で納めるものについては、年46キロとなっています。畑の賃借料の平均額は、年間26,646円。施設園芸、ハウスを含めた農地の賃借の平均額は年間73,819円となります。最高額と最低額につきましては、水田は、玄米の最高量は187kg。最低量は17kgです。賃借料は、最高額が8,518円。最低額は5,216円です。畑の最高額は189,873円。最低額は3,999円です。施設園芸の最高額は98,425円、最低額は49,213円となっています。こちらの情報については、市のホームページの方で公表をする予定です。報告については以上になります。</p>
議 長	次に、その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	何か質問等はありませんか。
	(質疑なし)

議 長	巡回をするということですので、よろしくお願ひいたします。
事 務 局	次に、地域計画についてのお知らせをさせていただきます。 (事務局説明)
議 長	何か質問等はありませんか。
	(質疑なし)
議 長	これで本日の総会を閉会します。次回は7月11日(火)、午前9時半からです。長時間お疲れ様でした。
	10時50分 閉会